

八千代市教育委員会会議録
令和6年度第12回定例会

1 日 時 令和7年3月25日（火）
開 会 午前11時6分
閉 会 午前11時57分

2 場 所 教育委員会庁舎大会議室

3 出 席 者

教 育 長	嶺 岸 秀 一
委 員	石 井 伸 一
委 員	川 嶋 一 永
委 員	左 海 尚 子
委 員	三 橋 洋 子

（説明員）

教 育 次 長	高 原 敬 介
（ 学 校 担 当 ）	
教 育 次 長	伊 藤 栄 治
（ 社 会 教 育 担 当 ）	
教 育 総 務 課 長	渡 邊 久 貢
学 務 課 長	兒 玉 健 司
指 導 課 長	加 藤 英 昭
教育センター所長	向 智 広
適応支援センター所長	宍 浦 重 智
青少年センター所長	丹 治 貴 史
保 健 体 育 課 長	宗 像 洋
生涯学習振興課長	井 澤 延 浩
文化・スポーツ課長	大 野 光 弘

（書記）

教 育 総 務 課 主 査	中 尾 通 彦
教 育 総 務 課 主 査 補	菅 田 菜 摘

4 開 会

○嶺岸教育長 会議に先立ち、本日、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、定例教育委員会を開会いたします。八千代市教育委員会会議規則第20条の2の規定により、議事の進行を行う委員の指名を行います。教育長において、川嶋委員を指名いたします。川嶋委員よろしく願いいたします。

5 会議録署名人の指定

○川嶋委員 それでは、会議録署名人の指定を行います。嶺岸教育長のほかに、三橋委員にお願いしたいと思います。

○三橋委員 はい。

6 令和6年度教育委員会第11回定例会会議録の承認

○川嶋委員 次に、令和6年度教育委員会第11回定例会会議録の承認について、質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。令和6年度教育委員会第11回定例会会議録を承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、令和6年度教育委員会第11回定例会会議録は承認されました。

なお、議案第1号、令和6年度八千代市一般会計補正予算（第8号）案について、議案第2号、令和7年度八千代市一般会計予算案について及び、議案第3号、議決事件の一部変更についての審議は、議会の議決を要する事項であったことから、非公開といたしました。市議会が開会し、既に公表されている内容となったため、この議事の記録を公表することに御異議ございませんか。御異議なしと認めます。

次に、教育長報告をお願いいたします。

7 報告事項

○嶺岸教育長 令和7年八千代市議会第1回定例会について御報告いたします。

会期は、2月19日から3月24日までの34日間でした。2月26日から28日に行われた一般質問では、議員14名から教育に関する質問がありました。主な質問としましては、西八千代地域の小・中学校対策について、学校給食について、スポーツの推進について、等でございます。文教経済常任委員会につきましては、3月4日に開催され、教育委員会に関する案件は補正予算案1件及び議決事件の一部変更案1件がいずれも原案のとおり可決すべきものと決定されました。

予算審査特別委員会につきましては、令和7年度予算のうち教育委員会所管の歳入・歳出の審査が3月10日に行われ、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

その後、3月24日の総括審議におきまして、教育委員会に関する案件は、常任委員会及び予算審査特別委員会同様、いずれも原案のとおり可決されております。

以上で報告を終わります。

○川嶋委員 ただいまの報告につきまして、質問ございませんか。

質問なしと認めます。次に、各課報告をお願いいたします。

○学務課長 令和6年8月に立ち上げを報告いたしました「（仮称）みどりが丘小学校分離新設校設立準備委員会」について、11月及び2月に第2回と第3回の会議を開催しましたので、その内容を2点御報告いたします。

まず一点目として、今後の検討の核となる分離新設校の「基本的なコンセプト」について協議がなされました。内容といたしましては、「みどりが丘小学校からの分離校」であること、「15年から20年後にみどりが丘小学校に戻ることを前提として考えていく必要がある。そして、開校時にみどりが丘小学校から移っていただく子どもや保護者と、その後、しばらくの間そこに通うこととなる子どもや保護者の両側面から検討することになりま

した。その結果、「みどりが丘小学校の連携校」という基本的なコンセプトを基に、「当該地区の校長や教職員、子どもや保護者、地域の住民によってコミュニティ・スクールとしてつくられていく学校」という位置付けにまともりました。

次に二点目として、分離新設校の「校名」に係る内容について協議が進みました。学区変更対象となる地区にお住まいの地域の方々、みどりが丘小学校の児童と保護者、教職員を対象に、校名案を募集するアンケートを実施し、107件の回答、66種類の校名案が寄せられました。66種類の校名案を「コンセプトに沿っているか」、「親しみや愛着をもてるものか」、「類似等により誤解されないか」、「難しい漢字を使っていないか」の4つの視点で絞り込み、最終的に7つを校名案候補といたしました。現在、最終的な校名案を決めるため、みどりが丘小学校の児童等を中心としたアンケートを実施しております。今後は、アンケート結果を参考にしつつ、第4回の設立準備委員会で、最終校名案が定まる予定となっております。

○指導課長 指導課より、教育論文について御報告いたします。各課報告資料1を御覧ください。

今年度は、総合部門に4点、初若年部門に2点、応募がありました。審査の結果は、総合部門が、優秀賞1点、特別賞1点、奨励賞2点に決定いたしました。初若年部門は、最優秀賞1点、優秀賞1点に決定いたしました。総合部門の優秀賞の論文は、職場体験学習とキャリア教育、小中連携を関連させた実践をまとめたものです。

初若年部門の最優秀賞の論文は、総合的な学習の時間における、探究学習の実践をまとめたものです。優秀賞の論文は、通級指導教室の中で、個別指導とグループ指導の双方向からアプローチした実践をまとめたものとなっております。これらの論文は市内の教職員が共有できるように、校務パソコンライブラリ内に掲載し、各自の実践の参考にできるように活用してまいります。報告は以上でございます。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課より、「第4次八千代市子ども読書活動推進計画」の策定について、御報告いたします。各課報告資料2として計画を配付させていただいております。

「第4次八千代市子ども読書活動推進計画」の策定について、八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、計画に対する意見募集を令和6年12月17日から令和7年1月17日まで実施しました。実施期間中に寄せられた意見及び令和6年度第2回八千代市図書館協議会での審議を経て「第4次八千代市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

続きまして、八千代市立図書館サービス方針の策定について、御報告いたします。各課報告資料3として方針を配付させていただいております。「八千代市立図書館サービス方針」について、八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、計画に対する意見募集を令和7年1月16日から2月18日まで実施しました。実施期間中に寄せられた意見及び令和6年度第2回八千代市図書館協議会での審議を経て「八千代市立図書館サービス方針」を策定いたしました。

最後に、審議会等の開催状況について御報告いたします。3月18日に開催いたしました令和6年度第2回八千代市生涯学習審議会について御報告いたします。

本市の生涯学習に関する施策を総合的・効果的に推進するための次期計画である「第4期八千代市生涯学習推進計画」の原案について、市長が本審議会に諮問し、審議の結果、概ね妥当と認めるとの答申をいただいております。本計画につきましては、議案第3号資料として提出しております。

次に、八千代市図書館協議会について、御報告いたします。令和6年度第2回八千代市図書館協議会を、令和7年3月4日に開催いたしました。現行の第3次八千代市子ども読書活動推進計画及び第2次八千代市立図書館サービス計画の期間が令和6年度末までとなっておりますことから、次期計画としての策定に向けて御審議していただきました。報告は以上でございます。

○川嶋委員 ただいまの報告につきまして、質問ございませんか。

○石井委員 みどりが丘小学校分離新設校について質問します。7つの校名案候補はどのようなものがあるか教えてもらえますか。

○指導課長 校名につきましては、指導課が扱っておりますので私からお答えいたします。66種類の校名案は、A「みどりが丘小のルーツに発想を得たもの」、B「地名に発想を得たもの」、C「思いや願いなどのイメージから発想を得たもの」に分類をいたしました。

そのうち、Aみどりが丘小のルーツに発想を得たものから、「きみどりがおか小学校」、「新みどりが丘小学校」、「みどりが丘第二小学校」、「みどりが丘西小学校」、「みどりが丘南小学校」の5点、そしてAとCを組み合わせ、「みどりが丘きずな小学校」、「みどりが丘輝（きらり）小学校」の2点を合わせ、最終的に7つの校名案となった次第です。

○川嶋委員 他に質問ございませんか。

質問なしと認めます。

これより議事に入ります。

8 議 事

○川嶋委員 議案第1号第4期八千代市教育振興基本計画の策定について、を議題といたします。

事務局から、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長 資料の2ページ及び議案第1号資料「第4期八千代市教育振興基本計画（案）」を御覧ください。

議案第1号第4期八千代市教育振興基本計画の策定について。

第4期八千代市教育振興基本計画を次のように策定する。令和7年3月25日提出、八千代市教育委員会、教育長、嶺岸秀一。

本計画につきましては、1月15日開催の令和6年度第10回定例教育員会において議案第1号として計画の素案を御審議いただいたところでございます。その後、1月27日から2月26日までパブリックコメントを実施し、4件の御意見を頂戴しましたが、素案から修正はありませんでした。

今後は、第4期八千代市教育振興基本計画に基づき、「しなやかに未来を

拓き、豊かに生きる人間を育む」ことを目指し、持続可能な社会の創り手を育成するとともに、教育を通じてウェルビーイングの向上に取り組んでまいります。

具体的には、この後、御審議いただきます、学校教育、生涯学習、文化、スポーツの分野で具体的な施策を定めております各計画と一体的に推進してまいります。なお、計画期間は、令和13年3月31日までの6年間でございます。

説明は以上です。

○川嶋委員 議案第1号について質疑を行います。質疑ございませんか。

○三橋委員 先ほど議案の説明の中で、パブリックコメントを実施して4件の意見があったとのことでしたが、こういったコメントが寄せられましたでしょうか。

○教育総務課長 主なご意見をご紹介させていただくと、「計画の2ページに記載されている不易流行や日本社会に根差したウェルビーイングの向上の意味や考え方を注釈に入れてほしい。」といったご意見ございました。こちらにつきましては、国の第4期教育振興基本計画について記載した内容でございます。市の計画の中で触れている箇所がございますので、そちらを改めてお示しする予定となっております。なお、他の計画も同様ですが、パブリックコメントでいただいたご意見と、ご意見に関する考え方については、策定する計画と併せ、公表することとなっております。

○川嶋委員 他に質問ございませんか。質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第1号第4期八千代市教育振興基本計画の策定について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 議案第2号第2期八千代市学校教育推進計画の策定について、を議題といたします。

事務局から、提案理由の説明を求めます。

○指導課長 資料の3ページ及び議案第2号資料「第2期八千代市学校教育推進計画（案）」を御覧ください。

議案第2号第2期八千代市学校教育推進計画の策定について。

第2期八千代市学校教育推進計画を次のように策定する。令和7年3月

25日提出，八千代市教育委員会，教育長，嶺岸秀一。

八千代市学校教育推進計画は，学校教育及び家庭や地域社会における児童生徒の教育に係る具体的な取組を推進するための基本的な考え方や施策を示す計画でございます。

この八千代市学校教育推進計画の策定にあたりましては，教育委員会事務局のほか，小中学校の校長2名と学識経験者2名にも策定委員として御協力いただきました。八千代市第5次総合計画の柱の一つである，「豊かな心と文化を育むまちづくり」を目指すため，「しなやかに未来を拓き，豊かに生きる人間を育む」を教育目標とし，八千代市の児童生徒一人一人が，自分のよさや可能性を引き出し伸ばすとともに，豊かな未来を切り拓く持続可能な社会の創り手となることができるよう「ESD（持続可能な開発のための教育）の推進」を学校教育の重点目標と定め，これを実現していくための施策に取り組んでいく内容となっております。計画期間は，令和13年3月31日までの6年間でございます。

説明は以上です。

○川嶋委員 議案第2号について質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第2号第2期八千代市学校教育推進計画の策定について，これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め，議案第2号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 議案第3号第4期八千代市生涯学習推進計画の策定について，を議題といたします。

事務局から，提案理由の説明を求めます。

○生涯学習振興課長 資料の4ページ及び議案第3号資料「第4期八千代市生涯学習推進計画（案）」を御覧ください。

議案第3号第4期八千代市生涯学習推進計画の策定について。

第4期八千代市生涯学習推進計画を次のように策定する。令和7年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，嶺岸秀一。

第4期八千代市生涯学習推進計画は，八千代市第5次総合計画に即し，本市の教育の基本目標及び施策の方向性等を示す「八千代市教育振興基本計画」を上位計画とし，生涯学習に関する施策を総合的・効果的に推進するための

方針を示す計画でございます。

基本理念である「一人ひとりが学びを深め、互いに成果を生かし合い、共に生きるまち八千代」の実現を目指し、4つの基本目標を掲げ、社会情勢の変化及び生涯学習を取り巻く現状と課題を踏まえ、具体的な取組を推進する内容となっております。計画期間は、令和13年3月31日までの6年間でございます。

説明は以上でございます。

○川嶋委員 議案第3号について質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第3号第4期八千代市生涯学習推進計画の策定について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 議案第4号第3期八千代市スポーツ推進計画の策定について、を議題といたします。

事務局から、提案理由の説明を求めます。

○文化・スポーツ課長 資料の5ページ及び議案第4号資料「第3期八千代市スポーツ推進計画（案）」を御覧ください。

議案第4号第3期八千代市スポーツ推進計画の策定について。

第3期八千代市スポーツ推進計画を次のように策定する。令和7年3月25日提出、八千代市教育委員会、教育長、嶺岸秀一。

八千代市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき、教育委員会が定めるよう努めるものとされており、第3期八千代市スポーツ推進計画の策定にあたり、教育委員会の御承認をお願いするものでございます。

次期スポーツ推進計画の策定にあたりましては、現行の計画において基本理念である「市民の誰もが健康で活力に満ちたスポーツのまちづくり」並びに、計画の大綱である「スポーツ活動の推進」、「スポーツ環境の整備」、「スポーツ施設の充実」の3本柱を継続するとともに、八千代市第5次総合計画後期基本計画との整合性を図り、現在の本市におけるスポーツ環境などを踏まえて、市民の皆様から取り組み状況等が確認しやすくなるよう、重点施策など主要な施策事業を明記し、目標値を見直したところでございます。

説明は以上となります。

○川嶋委員 議案第４号について質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第４号第３期八千代市スポーツ推進計画の策定について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第４号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に、議案第５号八千代市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について及び議案第８号八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてですが、関連する議事になりますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○適応支援センター所長 資料の６ページを御覧ください。併せまして、議案第５号資料を御覧ください。

議案第５号八千代市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について。

八千代市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。令和７年３月２５日提出，八千代市教育委員会，教育長，嶺岸秀一。

続きまして、資料の２３ページを御覧ください。併せまして、議案第８号資料を御覧ください。

議案第８号八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。令和７年３月２５日提出，八千代市教育委員会，教育長，嶺岸秀一。

提案理由といたしましては、適応支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正により、適応支援センターの名称が教育支援センターへ変更いたします。それに伴い、本規則の改正について御承認をいただきたいものでございます。

以上で、説明を終わります。

○川嶋委員 議案第５号及び議案第８号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。議案第5号八千代市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第8号八千代市適応支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、これを承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に、議案第6号八千代市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○教育総務課長 資料の7ページを御覧ください。併せまして、議案第6号資料を御覧ください。

議案第6号八千代市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について。

八千代市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。
令和7年3月25日提出、八千代市教育委員会、教育長、嶺岸秀一。

提案理由といたしましては、公文書の作成から保存、廃棄、移管までを一貫して電子的に管理する文書管理システムを令和7年4月1日から導入するに当たり、市の文書の管理については、紙での取扱いを原則としていたものを電磁的記録による取扱いを原則とするものに変更となります。このことから、八千代市教育委員会公印規則第11条に規定されている公印を使用する際の文言を変更するほか、必要な改正を行いたいとするものです。

私からの説明は以上となります。

○川嶋委員 議案第6号について質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第6号八千代市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に、議案第7号八千代市立学校職員服務規程の一部を改正す

る訓令の制定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○学務課長 資料の 11 ページを御覧ください。併せまして、議案第 7 号資料を御覧ください。

議案第 7 号八千代市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について。

八千代市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。
令和 7 年 3 月 25 日提出，八千代市教育委員会，教育長，嶺岸秀一。

八千代市学校職員服務規程において、市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する学校職員の服務に関する事項を定めています。令和 5 年度に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年千葉県条例第 1 号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年千葉県人事委員会規則第 2 号）が一部改正され、満 9 歳までの子を対象とする子育て部分休暇という制度が新設されました。学校職員は県費負担職員であり、県の定める休暇を取得することから、子育て部分休暇の取得に係る条文及び様式を整備するため、本規程を改正しようとするものです。また、この改正に併せて所要の改正を行います。

私からの説明は以上となります。

○川嶋委員 議案第 7 号について質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第 7 号八千代市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第 7 号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に、議案第 9 号八千代市青少年センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○青少年センター所長 資料の 25 ページを御覧ください。併せまして、議案第 9 号資料を御覧ください。

議案第 9 号八千代市青少年センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

八千代市青少年センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のよ

うに制定する。令和7年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，嶺岸秀一。

提案理由について御説明いたします。近年，青少年による非行は繁華街や公園等の街頭というよりも，むしろ，インターネットやSNSを通じて行われるものが多くなっております。加えて，学校教育に関するいじめ等の生徒指導上の問題も同様でございます。このような状況に対応することが喫緊の課題となっております。

これまでは，青少年の非行に関する指導を青少年センター職員である「指導員」が行い，学校教育に関する指導を指導課職員である「指導主事」が担当してまいりました。

しかし，先ほど説明いたしました理由から，これらの問題を担当ごとに分けて対応することが難しいのが現状でございます。

そこで，青少年センターにおきましても，「青少年の指導及び学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する」ことを目的とし，「指導主事」を置く必要があることから，当該規則を一部改正するものです。

○川嶋委員 議案第9号について質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第9号八千代市青少年センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について，これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め，議案第9号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に，議案第10号第2期八千代市障害者活躍推進計画の策定について，を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○教育総務課長 資料の26ページを御覧ください。併せまして，議案第10号資料を御覧ください。

議案第10号第2期八千代市障害者活躍推進計画の策定について。

第2期八千代市障害者活躍推進計画を次のように策定する。令和7年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，嶺岸秀一。

本市では，障害者の雇用の促進等に関する法律等に基づき，令和2年に「八千代市障害者活躍推進計画」を策定し，八千代市全体で障害者雇用の促進するため，任命権者ごとに，新たな障害者雇用の在り方，障害者雇用の拡大に

ついて検討を重ね、積極的に取り組んできました。この度、現計画が令和6年度末に終了することから、これまでの取組を踏まえ、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間として第2期計画を策定したいとするものです。

今回の計画では、障害者の活躍を推進するための環境整備、人事管理に関する取組内容で、働き方に「障害特性に配慮した勤務体制を検討する」ことを追加し、その他として「障害があることの申告等を理由として、職場において不利益な取り扱いを受けることがないよう、各所属に対する理解・周知を徹底する。」としています。

説明は以上です。

○川嶋委員 議案第10号について質疑を行います。質疑ございませんか。質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第10号第2期八千代市障害者活躍推進計画の策定について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に、議案第11号附属機関の委員の委嘱について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○教育総務課長 資料の27ページを御覧ください。併せまして、議案第11号資料を御覧ください。

議案第11号附属機関の委員の委嘱について。

附属機関の委員に下記の者を委嘱したいので、御承認願いたい。令和7年3月25日提出、八千代市教育委員会、教育長、嶺岸秀一。

八千代市いじめ問題対策調査委員会委員の任期満了に伴い、引き続き、次期委員を委嘱したいとするものです。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

○川嶋委員 議案第11号について質疑を行います。質疑ございませんか。

○川嶋委員 いじめ問題対策調査委員会とは、具体的にどのような業務内容でしょうか。

○指導課長 市内で発生しているいじめの重大事態の調査等に関する審議を行います。また、調査報告書についての協議を行っております。必要に応

じて、調査に参加する場合があります。

○川嶋委員 他に質問ございませんか。質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第 11 号附属機関の委員の委嘱について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第 11 号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第 12 号八千代市いじめ防止基本方針の改定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○指導課長 資料の 28 ページを御覧ください。併せまして、議案第 12 号資料を御覧ください。

議案第 12 号八千代市いじめ防止基本方針の改定について。

八千代市いじめ防止基本方針を次のように改定する。令和 7 年 3 月 25 日提出、八千代市教育委員会、教育長、嶺岸秀一。

改定理由について説明いたします。八千代市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第 12 条の規定に基づき、八千代市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 27 年 6 月に策定されました。文部科学省による生徒指導提要の改訂を含むいじめ問題に関する通知等を受け、八千代市のいじめ防止等に対する対応等の実態を反映する形で、令和 6 年 4 月に市基本方針の記載内容を整理しました。今回、文部科学省によるいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂（令和 6 年 8 月）を受け、市基本方針に反映させる一部改定を行います。

市の学校教育の重点目標である「E S D（持続可能な開発のための教育）の推進」を目指す中で、「誰一人取り残さない」という考えの下、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりによるいじめの未然防止に努めてまいります。

○川嶋委員 議案第 12 号について質疑を行います。質疑ございませんか。

○左海委員 他市の基本方針と比べて、八千代市の特色がありましたら教えてください。

○指導課長 「E S D（持続可能な開発のための教育）の推進」を目指す中で、「誰一人取り残さない」という考えの下、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりによる未然防止の重要性に

ついて記載しております。また、いじめの発生が学校の中だけおこるものではないことから、保護者や地域等の役割について一つの項目として独立させております。

○左海委員 具体的な変更点がありましたら教えてください。

○指導課長 文部科学省より令和6年8月に改訂されたガイドラインでは「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も盛り込まれました。本市のいじめ防止基本方針についても、「不登校重大事態に係る調査の指針」に関する表記を削除しました。

○左海委員 市長による再調査は、どこの部署が行うことになっているのでしょうか。

○指導課長 市長による再調査については、主管部局を子ども部として、再調査委員会の調査主体を決定していきます。

○川嶋委員 他に質問ございませんか。質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第12号八千代市いじめ防止基本方針の改定について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に、議案第13号学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置に伴う委員の任命について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○生涯学習振興課長 資料の29ページを御覧ください。

議案第13号学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置に伴う委員の任命について。学校運営協議会及び地域学校協働本部の委員に下記の者を任命したいので、御承認願いたい。

令和7年3月25日提出，八千代市教育委員会，教育長，嶺岸秀一。

始めに、学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置といたしまして、学校運営協議会を八千代台小学校、八千代台東小学校、西高津小学校、南高津小学校、大和田西小学校、萱田南小学校、八千代中学校、勝田台中学校、八千代台西中学校、東高津中学校、萱田中学校、阿蘇米本学園の計13校に設置し、地域学校協働本部を、八千代台小学校、八千代台東小学校、大和田西小学校、萱田南小学校、八千代中学校、勝田台中学校、八千代台西中学校、萱田中学校、阿蘇米本学園に設置いたします。

設置に伴いまして、八千代市学校運営協議会規則及び八千代市地域学校協働活動実施要綱に基づき、学校運営協議会と地域学校協働本部を運営していくにあたり、委員を任命する必要があることから提案するものです。

任期は学校運営協議会が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間で、地域学校協働本部が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となります。

また、すでに学校運営協議会を設置しております高津小学校、新木戸小学校、高津中学校については、校長からの推薦がありました。これらの委員についても、今後の円滑な学校運営のため委員を任命する必要があることから合わせて提案いたします。

なお、現職の校長及び教頭につきましては、人事異動の関係で、空欄としておりますが、令和7年4月1日現在の校長及び教頭を委員として任命させていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○川嶋委員 議案第13号について質疑を行います。質疑ございませんか。質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第13号学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置に伴う委員の任命について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に、議案第14号職員の任免について、を議題といたします。

議案第14号、職員の任免については、「任免に関する事項」に該当するものとし、非公開とすることに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。

出席者全員の議決により、議案第14号の審議を、非公開といたします。

それでは、これより、非公開の議事となります。

○嶺岸教育長 傍聴人は、退席をお願いします。また、当該議案に関係のない職員の退席をお願いします。

(以下は当初非公開。4月16日定例会で公開を議決)

○川嶋委員 議案第14号について、事務局の説明を求めます。

○教育総務課長 資料の４６ページを御覧ください。

議案第１４号 職員の任免について。

職員の任免を下記のとおり、御承認願いたい。令和７年３月２５日提出、八千代市教育委員会、教育長、嶺岸秀一。

議案第１４号八千代市教育委員会事務局職員任免一覧を御覧ください。

令和７年３月３１日付け、及び同年４月１日付け職務の級が７級以上の八千代市教育委員会事務局職員の人事の発令について概要を申し上げます。

退職し、学校、県へ異動する職員は、学校担当の教育次長、高原敬介、指導課主幹、高木礼子、青少年センター所長、丹治貴史の３名です。

学校を退職し、採用する職員は、学務課長、片波見昌浩、指導課主幹、安藏重幸、青少年センター所長、野木雅生の３名です。

教育委員会事務局から他部局への異動は、社会教育担当の教育次長、伊藤栄治の１名です。

他部局から教育委員会事務局への異動は、経済環境部次長から社会教育担当の教育次長へ石原雄二の１名です。

今回の人事異動につきましても、組織の活性化、適材適所の配置に努めました。

説明は以上でございます。

○川嶋委員 議案第１４号について質疑を行います。質疑ございませんか。

○石井委員 文化・スポーツ課文化財班の主幹について後任は置かないのですか。

○教育総務課長 主幹については置かないことになりました。

○川嶋委員 他に質問ございませんか。質疑なしと認めます。

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第１４号職員の任免について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第１４号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 本日の議事は終了いたしました。

９ 閉 会

○嶺岸教育長 以上で、定例教育委員会を閉会いたします。